

【新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）等における研修機関の認定手続き】

【研修機関】

研修機関の認定を受けようとする機関（申請機関）は県の認定を受ける必要がある。

ア 農業者・農業法人

イ 市町村

ウ JA・協議会等
研修農場が農林事務所を跨がない場合

エ JA・協議会等
研修農場が農林事務所を跨ぐ場合

オ 申請機関が広域に跨がる
申請機関と研修農場が農林事務所を跨ぐ場合

申請

申請

申請

技術等のノウハウの提供

産地の維持・発展に寄与

【関係機関】

【市町村】
申請書の経由

申請

【県：農林事務所】
認定申請書の確認
研修農場の現地確認

副申
意見書

現地確認依頼

【県：農業担い手課】
認定申請書の審査
・認定
・変更承認
・取消

情報共有

【資金交付関係】

【研修生】
必要書類の提出

書類の提出

研修後の
フォロー

資金の交付

研修状況
報告の提出

【(公財) 福島県農業振興公社
(福島県農業経営・
就農支援センター)】

・資金の交付
・研修状況の確認
・研修後のフォロー

